

専門実践教育訓練給付金の対象となる講座についてのお知らせ

厚生労働省では、中長期的なキャリアアップを支援するため、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座を受講した場合に、教育訓練給付金の給付割合を引き上げることとしています。

長崎県内の対象となる講座は、以下のとおりです。

厚生労働省のホームページでもお知らせをしておりますので、ご確認ください。

【新たに対象となる講座】

○平成29年4月指定講座

目標とする資格等名称	施設名	講座名	講座番号	実施方法	昼夜	訓練期間	開講月
柔道整復師	こころ医療福祉専門学校佐世保校	柔道整復科	92015-171001-1	通学	昼間	36ヶ月	4月

【既指定講座】

目標とする資格等名称	施設名	講座名	講座番号	実施方法	昼夜	訓練期間	開講月
看護師	佐世保市立看護専門学校	看護学科(3年課程)	92005-151001-7	通学	昼間	36ヶ月	4月
看護師	佐世保市医師会看護専門学校	看護科(2年課程昼間定時制)	92006-151001-9	通学	昼間	36ヶ月	4月
看護師	長崎県央看護学校	専門課程 看護科(2年課程昼間定時制)	92009-151002-7	通学	昼間	36ヶ月	4月
看護師	長崎市医師会看護専門学校	第1看護学科	92011-152002-7	通学	昼間	36ヶ月	4月
看護師	長崎市医師会看護専門学校	第2看護学科	92011-152003-0	通学	夜間	36ヶ月	4月
准看護師	長崎県央看護学校	高等課程 准看護科	92009-151001-4	通学	昼間	24ヶ月	4月
准看護師	長崎市医師会看護専門学校	准看護科	92011-152004-2	通学	昼間	24ヶ月	4月
美容師	長崎県美容専門学校	美容科(昼間課程)	92007-151001-0	通学	昼間	24ヶ月	4月
美容師	長崎県美容専門学校	美容科(通信課程)	92007-151002-3	通信	通信	36ヶ月	10月
歯科衛生士	長崎歯科衛生士専門学校	歯科衛生士科	92001-142001-0	通学	昼間	36ヶ月	4月
歯科衛生士	九州文化学園歯科衛生士学院	歯科衛生士科	92013-161001-8	通学	昼間	36ヶ月	4月

教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）についてはこちらまで

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/



目標とする資格等名称	施設名	講座名	講座番号	実施方法	昼夜	訓練期間	開講月
調理師	九州調理師専門学校	調理師養成科夜間部	92014-162001-0	通学	夜間	18ヶ月	4.10月
介護福祉士	こころ医療福祉専門学校	介護福祉科	92002-142001-1	通学	昼間	24ヵ月	4月
介護福祉士	長崎福祉専門学校	介護福祉士科	92003-151001-3	通学	昼間	24ヵ月	4月
介護福祉士	長崎情報ビジネス専門学校	介護福祉科	92008-151001-2	通学	昼間	24ヵ月	4月
保育士	長崎短期大学	保育学科保育専攻	92010-151001-2	通学	昼間	24ヵ月	4月
保育士	長崎女子短期大学	幼児教育学科	92012-152001-6	通学	昼間	24ヶ月	4月
はり師	長崎柔鍼スポーツ専門学校	鍼灸師学科	92004-151003-0	通学	昼間	36ヶ月	4月
はり師	こころ医療福祉専門学校	健康鍼灸科昼間部	92002-152001-1	通学	昼間	36ヶ月	4月
はり師	こころ医療福祉専門学校	健康鍼灸科夜間部	92002-162001-1	通学	夜間	36ヶ月	4月
柔道整復師	長崎柔鍼スポーツ専門学校	柔道整復師学科 I 部(昼間)	92004-151001-5	通学	昼間	36ヶ月	4月
柔道整復師	長崎柔鍼スポーツ専門学校	柔道整復師学科 II 部(夜間)	92004-151002-8	通学	夜間	36ヶ月	4月
助産師	長崎市医師会看護専門学校	助産学科	92011-152001-4	通学	昼間	12ヶ月	4月

専門実践教育訓練給付金と教育訓練支援給付金

申請等

受講開始日の1か月前まで

- ① 訓練前キャリアコンサルティングの実施、ジョブ・カードの作成支援
- ② 受給資格確認票等の提出

6か月ごとに支給申請

申請

申請できる方：
支給要件期間が原則10年以上
(初めての場合は当分の間
「2年以上」)の方

申請できる方：
専門実践教育訓練給付金の受給資格を持ち、**45歳未満の離職者**である方

専門実践教育訓練の給付金 専門実践教育訓練給付金

- ・ 訓練費用の40% (年間32万円を上限とし、最長3年間まで) を給付(a)
※給付期間は、原則2年まで。資格に繋がる場合などは、最長3年まで。
- ・ 追加給付
訓練を終了し、資格取得等をし、終了から1年以内に就職に繋がった場合は、
訓練費用の20%を追加給付(b)
※(a)と(b)の合計は、教育訓練経費の60% (年額48万円、最大144万円) を上限とする。

教育訓練支援給付金

- ・ 訓練期間中、雇用保険の基本手当日額の半額程度を2か月ごとに給付